

# ○ 幼稚園・認定こども園一覧

施設名	公・私	住所	電話	一時預かり	施設名	公・私	住所	電話	一時預かり
今市幼稚園	公	今市町 1205	21-0958	○	平田幼稚園	公	西平田町 17	63-2616	○
大津幼稚園	公	大津町 1683	21-0768	○	東幼稚園	公	園町 1334-1	63-2617	○
上津幼稚園	公	上島町 884	48-0061	○	湖陵幼稚園	公	湖陵町二部 1117	43-0466	○
塩冶幼稚園	公	塩冶町 900	21-0706	○	大社幼稚園	公	大社町杵築南 1201	53-2225	○
古志幼稚園	公	古志町 1949	21-1024	△	荒木幼稚園	公	大社町北荒木 310	53-1352	○
高松幼稚園	公	松寄下町 722-1	22-2123	○	遙堪幼稚園	公	大社町遙堪 73-1	53-2434	○
長浜幼稚園	公	荒茅町 3812	28-0723	△	荘原幼稚園	公	斐川町荘原 2300-6	72-1530	○
四絡幼稚園	公	小山町 655	21-0991	○	西野幼稚園	公	斐川町富村 537	72-6188	○
高浜幼稚園	公	里方町 30	23-0894	△	中部幼稚園	公	斐川町直江 4243	72-8908	○
川跡幼稚園	公	稲岡町 24-1	21-0695	○	認定こども園 光幼保育園	私	灘分町 266-2	63-3681	※4
鳶巣幼稚園	公	東林木町 890-4	21-0888	○	認定こども園 多伎こども園	私	多伎町小田 50-5	86-2711	※4
朝山幼稚園	公	所原町 185	48-0126	○	認定こども園 北陵幼稚園・ 北陵保育園	私	斐川町上直江 3337	73-7296	※4
稗原幼稚園	公	稗原町 2825	48-0087	○					
神門幼稚園	公	知井宮町 481-1	21-0845	○					
神西幼稚園	公	神西沖町 447	43-1425	△	認定こども園 出東こども園	私	斐川町三分市 1071-4	62-3362	※4
中央幼稚園	公	今市町 828	21-0597	○					

※1 預かり保育の利用希望者が定員を超えるときなど、利用できない場合があります。

※2 一時預かりが「○」の園の実施時間は、7：30～8：30、14：30～18：30。（長期休業期間中は、7：30～18：30）

※3 一時預かりが「△」の園の実施時間は、14：30～16：30。（長期休業期間中は、8：30～16：30）

※4 認定こども園の幼稚園利用については、園へ直接お尋ねください。

## ■ 幼稚園の保育料

幼稚園保育料は無料です。ただし、一時預かり事業の預かり保育料や給食費、保護者会費、教材費等の負担が必要になる場合があります。

預かり保育料の無償化については、『保育の必要性の認定』の申請が必要です。

## ■ 市立幼稚園一時預かり事業

一時預かりとは、在園児を対象として通常の教育時間外に一時的に預かり保育を行う制度です。

	実施日	実施時間	利用料金 (1回の料金)
16:30までの 預かり	平日	14:30~16:30	200円
	夏季、冬季、学年始、 学年末休業日	8:30~16:30のうち、3時間以内の利用	300円
		8:30~16:30のうち、3時間を超え5時間以内の利用	500円
		8:30~16:30のうち、5時間を超える利用	800円
18:30までの 預かり	平日	7:30~8:30	100円
		14:30~16:30	200円
		14:30~18:30	400円
	夏季、冬季、学年始、 学年末休業日	7:30~18:30のうち、3時間以内の利用	300円
		7:30~18:30のうち、3時間を超え5時間以内の利用	500円
		7:30~18:30のうち、5時間を超え8時間以内の利用	800円
		7:30~18:30のうち、8時間を超える利用	1,100円

※「保育の必要性の認定」を受けている期間の預かり保育料は無料です。認定を受けるには手続きが必要です。手続きには下記の書類が必要です。

①子育てのための施設等利用給付認定申請書

※お子さん一人につき1枚必要です。

②保育を必要とする事由を証明する書類（父母について必要です。）

※保育を必要とする事由は、30ページをご覧ください。

## ■ 預かり保育料の納付

預かり保育料の納付期限は、一時預かりを利用した月の翌末日（11月分については12月27日）です。（金融機関の休業日に当たるときは原則、翌営業日です。）